

網干南公園ふれあいの館

自動販売機設置事業者

募集要項

令和3年2月

網干南公園ふれあいの館における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

## 1 設置場所等の概要

所在地：姫路市網干区新在家246番地（姫路市網干南公園内）

物件番号	設置場所及び外形寸法上限	台数	品目	来館者数	売上実績(※)	最低使用料(税込、月額)
1	玄関前(屋外・屋根有) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	約75人/日 (平成31年4月～令和2年3月) 約71人/日 (令和2年4月～令和2年11月)	4,080本 (平成31年4月～令和2年3月) 2,365本 (令和2年4月～令和2年11月)	1,150円

※1階ロビー(屋内)に2台設置している自動販売機の売り上げ実績は、次のとおり。

平成31年4月～令和2年3月 2,334本

令和2年4月～令和2年11月 1,068本

なお、1階ロビー(屋内)には、令和3年4月1日以降は自動販売機を設置しません。

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙のとおり）
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 清涼飲料水の容器は缶、ビン、ペットボトル、紙パック等で密閉された容器とします。
- (4) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

## 2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）
  - ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に滞納がある者、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がある者）

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和3年4月1日（許可日）から令和4年3月31日（当該年度末日）までとします。ただし、令和8年3月31日まで1年ごとに4回更新することが可能です。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

##### ② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 既納の使用料は、原則として還付しません。

エ ①なお書きの規定により使用許可が取り消された場合における取り消された日の属する月の使用料については還付を行わないこととし、当該月の翌月以降の月に係る既納の使用料については還付を行います。

##### ③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

(2) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 使用料及び使用電力料金を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その許可を受けること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、姫路市の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。

(3) 維持管理責任

自動販売機の設置については、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第9号）を姫路市に提出すること。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶、びん、ペットボトル等）の回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。

- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 使用許可の取消し  
許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (5) 自己都合による自動販売機の撤去  
設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は、還付しません。
- (6) 原状回復  
設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消された場合及び上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。  
なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

#### 4 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、公園緑地課まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和3年2月16日（火）午後5時20分までとします。
- (4) 質問への回答は、姫路市のホームページ及び公園緑地課にて公表します（令和3年2月22日（月）公表予定）。  
なお、個別の回答は行いません。

#### 5 応募申込方法等

- (1) 申込先  
〒670-8501  
姫路市安田四丁目1番地  
姫路市建設局公園緑地課（市役所本館9階）
- (2) 申込期間  
令和3年2月8日（月）から同年3月5日（金）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項に掲げる本市の休日は除く。）  
受付時間は、午前8時35分から午後5時20分までです。  
※ 申込書類は、持参すること。
- (3) 申込みに必要な書類
- ① 応募申込書（様式第1号）
  - ② 応募価格提案書（様式第2号）
  - ③ 誓約書（様式第3号）
  - ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
  - ⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
  - ⑥ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）
  - ⑦ 姫路市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）

イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号）

**注1 提出書類は、全て原本を提出してください。**

**注2 提出書類は各1部です。**

**注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。**

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑登録印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑登録印）するとともに、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の申込先に持参してください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参してください。

## 6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いの下、くじにより選定します。ただし、応募価格の提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(2) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和3年3月9日（火）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

## 7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和3年3月22日（月）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第7号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

※ 決定を取り消された者は、同物件に係る次回の公募手續に参加できません。

## 9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

## 10 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 市役所本館9階

姫路市建設局公園緑地課 担当 谷垣

電話：079-221-2412

FAX：079-221-2593